

◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

こども指針(仮称)ワーキング(第2回会合)開催される

11月11日(木)、政府の子ども・子育て新システム検討会議の「こども指針(仮称)ワーキング」の第2回の会合が開催されました。

「子ども・子育てに関する理念等」については、現行の教育基本法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などの現行法精神を踏まえ、すでにあるものをわかりやすく整理する方向で検討することが確認されました。

教育・保育の定義について(案)は、幼稚園制度による「教育」、集団教育の時期、保育制度における「保育」の整理が行なわれ、教育・保育の定義について以下の3案が示されました。

以下は、会議で提案された、『案〔イメージ図〕(「教育」、「保育」について、それぞれの機能に着目する案)』、『別案1〔イメージ図〕(満3歳以上の子どもを対象とするものは全て「教育」とする案)』、『別案2〔イメージ図〕(全て「保育」とする案)』の3案および論点整理です。

『案〔イメージ図)』を中心に議論され、現在の幼稚園をイメージした『別案1』、現在の保育所をイメージした『別案2』も提示されましたが、『案〔イメージ図)』を概ね了解とする雰囲気でした。無藤座長は強引に案に了解を求めることはされませんでした。丁寧な言葉を選ばれて『案〔イメージ図)』の方向性を確認されました。

[今号は5枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申しあげます。

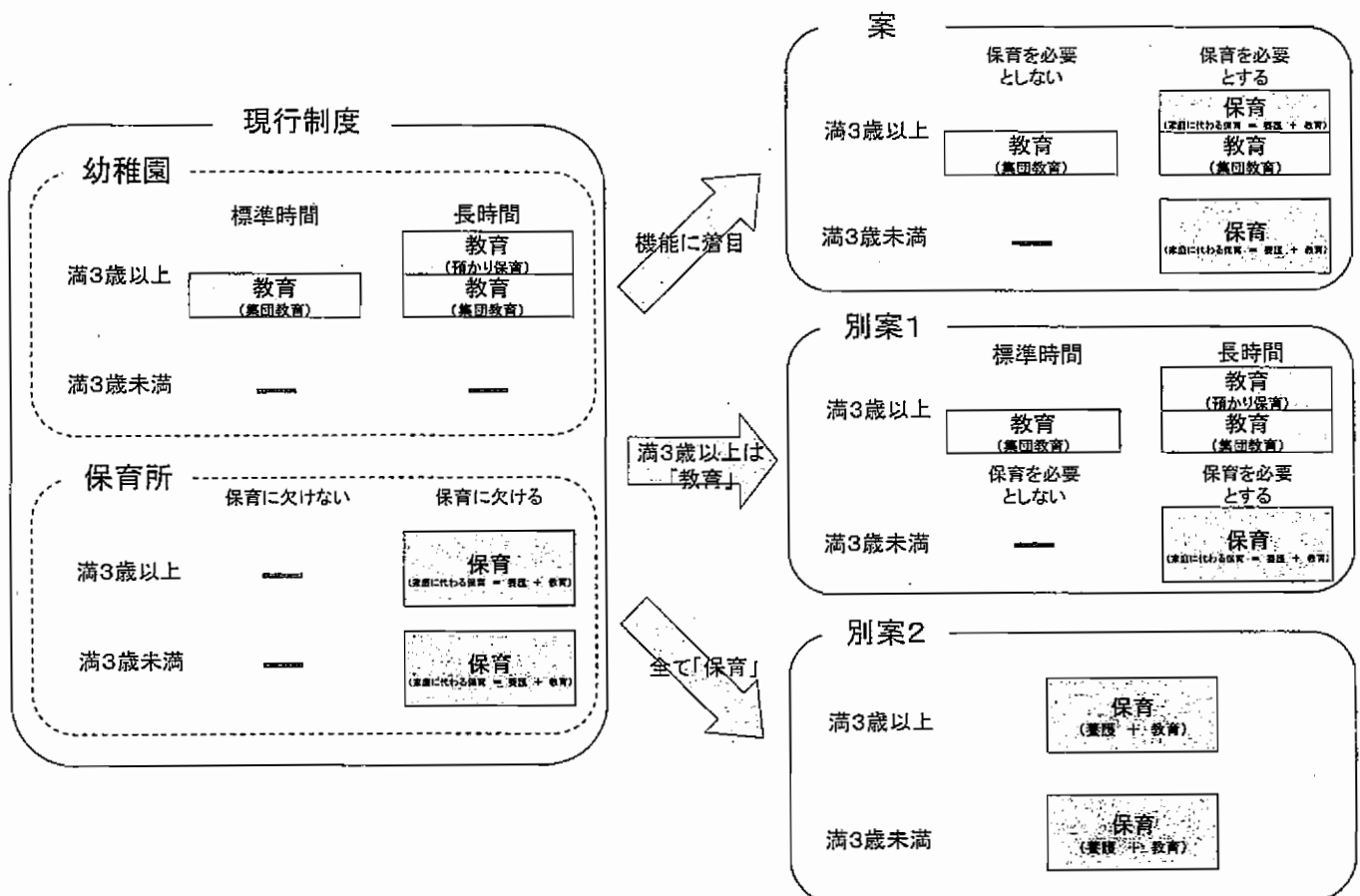
※幼保一体化に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛にFAXまたはメールでお寄せください。

FAX : 03-3263-7038 メール : info@youchien.com

Ⅱ. 整理案

- 幼保一体化に当たり、満3歳以上の子どもを対象とする「教育」、「保育」について、改めてその在り方を検討する必要がある。
- 整理案として、
 - ア これまで幼稚園が果たしてきた満3歳以上の子どもに対して「教育」を提供する役割、
 - イ これまで保育所が果たしてきた個々の家庭に代わって「保育」を提供する役割
 を踏まえ、それぞれの機能に着目するという案が考えられるがどうか。(詳細は次頁以降)
- その他の整理案として、次のようなものも考えられるがどうか。
 - ① 満3歳以上の子どもを対象とするものは全て「教育」とする案
 - ② 全て「保育」とする案

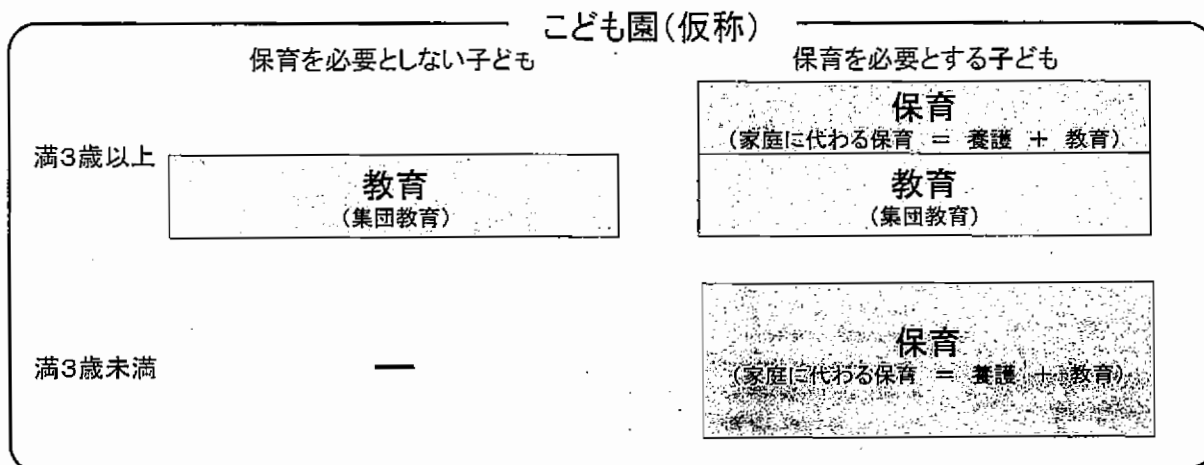
「教育」、「保育」の概念整理(イメージ図)



案(イメージ図)

(「教育」、「保育」について、それぞれの機能に着目する案)

- 満3歳以上児については、幼稚園では集団教育が行われており、保育所でも集団教育を行うことが望ましいとされていることや、幼稚園の「預かり保育」には基準がないこと等を踏まえ、幼稚園の教育機能(集団教育)と保育所の保育機能(保育)とを組み合わせる。
- 満3歳未満児に保障する機能は、保育を必要とする子どもに対する「保育」とする。



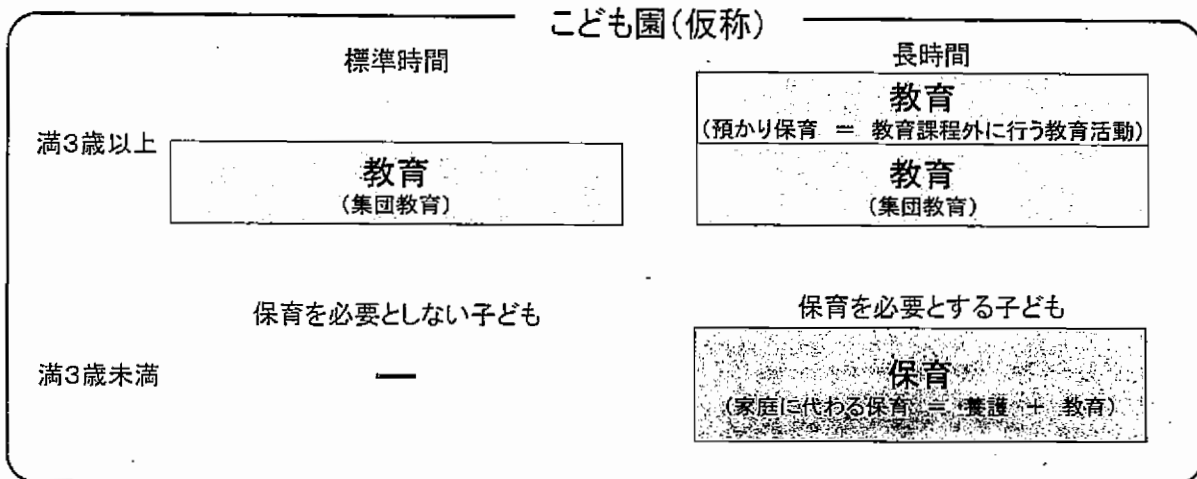
論点

- 幼稚園にとっては、これまでの「預かり保育」(「教育」)に代わって「保育」を行うことが必要となり、基準について「保育」の要素を取り入れる必要がある。
- 保育所にとっては、満3歳以上児について、「保育」に代わって「教育」(集団教育)を行うことが必要となり、基準について「教育」の要素を取り入れる必要がある。
 - ※ 前述のとおり、現在でも、満3歳以上の子どもに対して、幼稚園教育要領に準じた「教育」を行うという運用がなされている。

別案1(イメージ図)

(満3歳以上の子どもを対象とするものは全て「教育」とする案)

- 満3歳以上のすべての子どもに対して保障する機能は、「教育」とする。
「教育」については、標準時間の教育(集団教育)と長時間の教育(集団教育+預かり保育)の2種類とする。
- 満3歳未満児に保障する機能は、保育を必要とする子どもに対する「保育」とする。

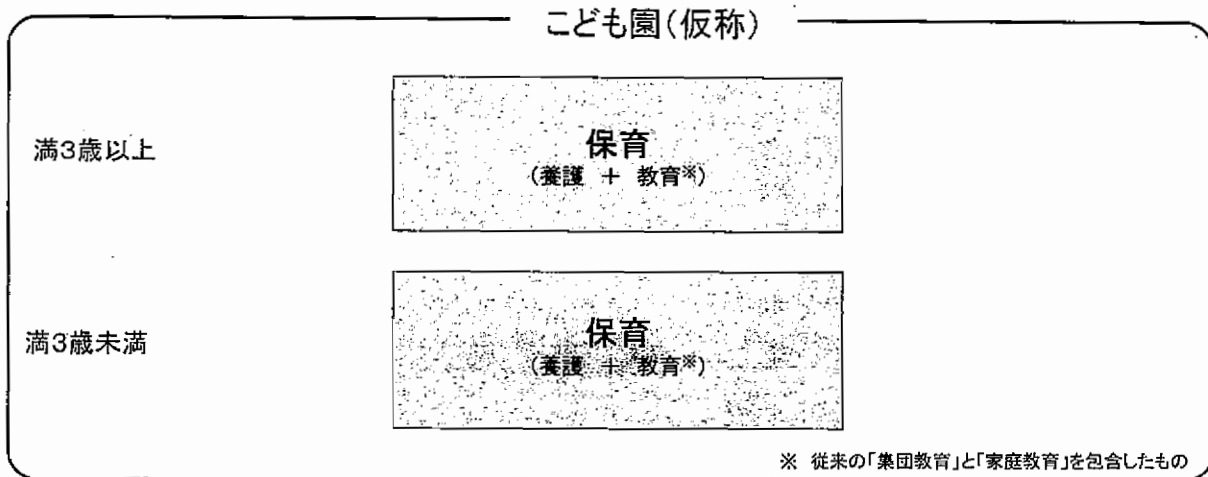


別案1の論点

- 満3歳以上は「教育」、満3歳未満は「保育」というように、年齢によって「教育」と「保育」を区別することについてどう考えるか。
- 満3歳以上の長時間利用分を「教育」として統一した場合、現在の保育所の基準を取り入れなければ「保育」(とりわけ養護)の質が低下するのではないか。
※ 保育所においては、保育(養護+教育)の専門家である保育士が保育に従事し、職員配置基準が定まっている。一方、現在、幼稚園において行われている預かり保育は、実態として保育に欠ける子どもに対して保育(養護+教育)を提供するという役割も担っているが、「預かり保育」については、教育の専門家である幼稚園免許を有する者の責任と指導の下で行うこととされ、従事する職員の要件は定められていない。
- 「預かり保育」は希望するすべての子どもが対象であるが、保育を必要としない子どもも含め、すべての子どもに保障する必要があるか。

別案2(イメージ図)
(全て「保育」とする案)

- 就学前のすべての子どもに対し、「保育」を保障する。
- この場合、個々の家庭に代わって行う保育(養護+教育)と、家庭ではできない集団教育との区別がなくなり、保護者の働き方や家庭の状況、子どもの年齢に関わらず、すべての子どもに「保育」を保障することになるため、制度上、利用時間に長短の区別を設けないこととなる。



別案2の論点

- 制度上、利用時間に長短の区別を設けないこととなると、保障される時間は長時間となるが、これにより、教育・子育ての第一義的責任が保護者にある(教育基本法、次世代育成支援対策推進法等)との認識が希薄になるのではないかと懸念されないか。

※ 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「客観的な基準に基づく保育の必要性を認定」することとされている。

- 「保育」として統一した場合、現在の幼稚園の基準を取り入れなければ「教育」の質が低下するのではないかと懸念されないか。

※ 保育所においては、幼児一人当たりの職員数は定められているが、どの職員がどの幼児を担当するかという、一対一の責任関係は定まっていないことから、時間帯によって一人の幼児を保育する担当者が異なることもある。

- その他、待機児童が多い中で、片働き家庭を含めすべての家庭の保育を保障することが量的に可能かという論点や、「保育」について、学校教育とするのか※という論点がある。

※ 教育基本法第6条第2項では、学校においては、教育を受ける者の発達の段階に応じて、体系的かつ組織的な教育が行われなければならないとされているが、これは保護者が子の教育の第一義的責任を有していることを前提として、学校では家庭において行われる教育以外の教育を行うことを規定したものである。また、同項では、学校教育において「規律を重んずる」、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視」とされているが、満3歳未満児でこのような教育を行うことが可能か。